

# 地球温暖化問題と国際法

## —京都議定書の運用と2013年以降の展望—

03K033 松本 卓文

### はじめに

私たち人類によって行われてきた環境の破壊により、地球環境が今、大きな危機に陥っていることが、近年よく取りざたされる。それは、いまや一国の手に負える問題でなくなってきたおり、私たちは国際協調の上で速やかに改善に取り組まなければならなくなった。

近年、世界中で猛威を振るう異常気象を見ても分かるとおり、現在地球の気候は非常に不安定になっている。その大きな原因のひとつとなっているのが地球温暖化問題である。地球温暖化問題は非常に多くの分野に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、可及的速やかに対処しなければならない。しかし、至急温暖化の防止・改善を実現する必要性にもかかわらず、国際的協力をを行う上で様々な衝突があり、国境を越えた協力関係は近年やっと動き始めたばかりである。

そこで、本稿では地球温暖化問題の現状と、これまで問題となってきた環境問題、そしてそれらの解決に向けて試みられてきた国際社会による法的な取り組み及び協力を検証し、今後の課題についての解決法を考察する。

### 第1章 越境汚染としての地球温暖化の現状

#### 1. 越境汚染と地球温暖化

##### (1) 越境汚染

越境汚染とは、国境を越えて汚染物質が発生源以外の国や地域へ運ばれ、環境汚染をすることである。越境汚染は近隣諸国だけに起こるものではなく、はるか遠くの国にまで影響を及ぼすこともある。また、ナホトカ号事件<sup>(1)</sup>のように外国の船が日本の海で事故を起こす、といったような事例も存在する。

これが温室効果ガスの場合、大気中に放出されていくことにより、大気全体に対する濃度が高まり、排出した国のみに限らず地球全体に温暖化をもたらすこととなる。このことから、今、世界の国々はお互いに世界レベルでの越境汚染を発生させているともいえる。また、最近のアメリカや日本での大型台風の勢力増大<sup>(2)</sup>、2005年末から2006年初頭における大寒波と大雪の原因とされる「北極振動」<sup>(3)</sup>の変動長期化なども、温暖化に起因する海面温度の上昇の関係が疑われている<sup>(4)</sup>。

##### (2) 地球温暖化

地球温暖化とは、地球の気温が上昇することである。地球の気温は自然現象によつても変化するが、多くは、「人間による環境への干渉により、地球の気温が上がる」ことを指す。それにより気温が異常に上昇すると、極地の氷の融解による海面の上昇や、異常気象<sup>(5)</sup>の原因となる。

海面上昇の予想として、IPCC<sup>(6)</sup>第三次評価報告書の予測によると、温室効果ガスの濃度が現在の増加率のままの場合、21世紀末までに地球全体の平均気温は1.4~5.8°C上昇し、9~88cmの海面上昇をもたらすとさ

れている<sup>(7)</sup>。

また、地球環境の変化を大きく反映するという、北極圏の環境が近年急変している。シベリアのヤクーツクでは、100年間で平均気温が2.5度も上昇（世界平均は0.6度）し、永久凍土の範囲が5~6メートル減少し、北極海の海水も2005年に観測史上最小になった。この点については自然現象なのか人為的原因なのかまだ解明されていないが、人為的原因の場合には温室効果ガスの増加の影響の可能性が高いと考えられている<sup>(8)</sup>。

## 2. 国際社会の関心と議論

第二次大戦後、1960~70年代になって、先進工業国での経済活動水準の高度化、開発途上国での貧困と人口の急増を背景とした酸性雨、海洋汚染、大気汚染などの国境を越えた問題が深刻化し、国際社会の中で地球環境問題についての関心が高まった。

# 第2章 国際社会における法的取り組みと問題点

## 1. 環境の国際的保護の必要性と国際環境法

### （1）環境の国際的保護の必要性

国際的な条約や宣言の中において、「環境」概念が直接的に定義されていないので明確に定義することは難しいが<sup>(9)</sup>、ひとつの考え方として、環境とは「生物圏の構成要素」ということができる。人間は生物圏の構成要素のひとつに過ぎないので、その中で生きてゆくために「生物圏の通常の機能の保護」が必要である、という考え方である<sup>(10)</sup>。こうした「環境」は、「人類の共同財産」<sup>(11)</sup>とされ、環境汚染は人類全体の問題となる。このような環境を守るために、「国際環境法（国際社会における、環境への法的取り組み）」が結ばれ、発展してきた。

### （2）国際環境法の変遷

十九世紀ごろから、環境に関する条約は存在した。特に国際環境法の形成にとって重要なのは、1941年のトレイル溶鉱所事件の判決である。これはカナダのアメリカに対する越境汚染に対するもので、史上初の環境裁判である。本判決を通して、カナダの「相当の注意義務」違反が認められ、国家は、国家自らまたは国内の私人にその領域を自由に使用させることが出来るが、それにより隣接国の領域に対する権利侵害を起こすことを防止しなくてはならない、という義務が「領域使用の管理責任」の概念として示され、環境汚染に対して国家が責任を負うようになった<sup>(12)</sup>。

## 2. 大気汚染及び温暖化への取り組み

### （1）経済重視時代

先進国と発展途上国の経済格差や貧困など、いわゆる「南北問題」の解決のために、1961年12月、J.F.ケネディ米大統領の提案により、国連総会において第一次の「国連開発の10年」が採択された。これは、10年間の内に発展途上国において、少なくとも年5パーセントの経済成長を目指すなど、主に発展途上国の経済成長率を高めることに主眼が置かれていた。

しかし、金銭的支援に重点がおかれて、進出した先進国側企業も自らの儲けを重視したため、平均では経済成長の目標は達成されたものの、貧富の差が広がり貧困は解決しなかった。そのため先進国と発展途上国の格差

はより拡大してしまい、この「国連開発の10年」は失敗といえる結果に終わった<sup>⑬</sup>。そして、経済重視の政策は、様々な自然環境を大きく破壊することとなった。

## (2) 環境会議と持続可能な発展

この失敗を憂慮し、1972年にストックホルムにおいて「Only One Earth」をテーマとした国連人間環境会議が開かれ、「人間環境宣言」「環境国際行動計画」が採択された。これらにより、環境問題が地球規模、全人類の共通の問題となったこと、環境や天然資源の保護が、国家の主権的権利を超えて取り組むべきであることが示された。また、その理念を実現するために、「国連環境計画（UNEP）」<sup>⑭</sup>という機関が、同年の国連総会決議2997に基づいて設立された。

さらに1992年、リオデジャネイロで行われた国連環境開発会議では、「環境と開発は不可分の関係で、開発は環境や資源がなければ行えない。持続的な発展のためには、環境の保全が必要不可欠である」とする「持続可能な発展」<sup>⑮</sup>が中心的な理念として採用され、「環境と開発に関するリオ宣言」と、貧困、開発、NGO、実施手段や財源といった幅広い範囲をカバーする行動計画である「アジェンダ21」に具体例が盛り込まれた。

## (3) 温暖化への取り組み

国連環境開発会議では「気候変動枠組条約」が採択された。これは、温室効果ガスの濃度を安定させて、地球温暖化と温暖化がもたらす環境への悪影響を阻止しようというもので、「衡平の原則」と「共通に有しているが差異のある責任」<sup>⑯</sup>のもとに、気候変動の原因の予測や防止を行い、发展途上国の事情を勘案し、先進国が率先して対処することなどが定められた。その後、各締約国は会議を重ねて気候変動への取り組みを議論してきたが、1997年12月京都で開かれた第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）<sup>⑰</sup>で、国際的に温室効果ガスの排出を減らし、地球温暖化の阻止を目指す「京都議定書」を採択した。

## (4) 京都議定書<sup>⑱</sup>（1997年12月採択、2005年2月16日発効）

### a. 枠組条約と議定書

「枠組条約」とは、大筋をまず条約で定め、それが発効した後に開催される締約国会議・会合やそこで採択された「議定書」において具体的な処置を決め、見直し・改正をしてゆくことにより、各国の義務を決定・強化していく方法である。地球温暖化に対する国際的取組みにこの形式が採用されたのは、不確定要素が多く、条約締結時に十分な科学的見地が得られないこともある地球環境問題を取り扱い、かつ各国の利害関係が大きく絡むことから、問題に柔軟かつ漸進的に対応してゆくためであるといえる<sup>⑲</sup>。

### b. 京都議定書の内容

発効要件は「気候変動枠組条約の締約国のうちの55カ国が批准し、かつ批准した国の中の附属書I締約国<sup>⑳</sup>の1990年における二酸化炭素の排出量が、附属書I締約国全体の排出量の55パーセントを超えること」であり、2005年2月16日に発効した。

### 内容の特徴

- 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC類、PFC類、SF<sub>6</sub><sup>㉑</sup>を削減対象の温室効果ガスとしており、これは付属書Aにおいて定義されている。
- 2008年から2012年までの「第一約束期間」<sup>㉒</sup>において、附属書I締約国全体の温室効果ガス削減目標を5.2パーセントとしている。

・一律に同じ削減目標を各国に課すのではなく、状況に応じ国別に差異を設ける。

・先進国同士が技術や資金を出し合って共同で温室効果ガスの削減等を行い、それぞれの国の温室効果ガス排出削減単位にできる「共同実施」（第六条）、先進国が技術や資金面で開発途上国に協力し、共同で温室効果ガス削減に取り組んだ削減分の一部を先進国に充当できる「クリーン開発メカニズム」（第十二条）、温室効果ガス削減目標を上回る削減ができた場合、その余剰分を削減目標が達成できていない国に売却できる「排出量取引」（第十七条）、そして森林の吸収量の分を排出量の削減量に組み入れることを認める等、経済利益を激しく損なうことの無いように配慮した「京都メカニズム」が導入されている。

これらの内容を実現するため、国連気候変動枠組み条約第7回締約国会議で運用ルールについての合意がなされた。これを、「マラケシュ合意」という。

### （5）近年の地球温暖化に対する取り組み

#### a. ヨハネスブルグ環境宣言と実施計画

2002年、ヨハネスブルグにおいて、「持続可能な開発に関する世界サミット」が開催され、アジェンダ21の計画をより具体的にして持続可能な開発を可能にするための「ヨハネスブルグ実施計画」が採択された。このなかでは、環境に関する問題として「共通だが差異のある責任」「京都議定書」の重要性などにも言及されている。

さらに、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」が採択された。人類が貧困と格差、環境破壊、経済のグローバル化といった様々な問題を抱えた「分岐点」に立っているということを確認し、またそれらを解決するために国際法及び多国間主義を重視して、国連の下で持続可能な開発を目指すことを宣言した。

#### b. 第1回京都議定書締約国会議

2005年、モントリオールにおいて、第1回京都議定書締約国会議（COP/MOP1）と、COP11が実施<sup>④</sup>された。これは、京都議定書の内容を実施するためのルールの策定、2012年以降（第二期）の規制に関する交渉の開始などを目的としていた。さらに、議定書を離脱したアメリカも参加（変動枠組み条約からは脱退していないため）しており京都議定書の実効性の強化、温暖化防止に関する国際的取組みの前進にとって非常に重要な会議だった。

会議の進行を快く思わないアメリカの態度、依然として消極的な開発途上国、HFC23の処分をクリーン開発メカニズムに組み込むことについての対立などといった問題が多くあり、開始前から予想されていたように会議は難航した。

このように多くの問題があったものの、マラケシュ合意の遵守規定の採択による京都議定書の本格始動、クリーン開発メカニズムの推進・改善に向けた具体的方策の合意、共同実施のスタートと管理組織の設立、2013年以降の温暖化防止の枠組みの協議を2006年から行うことなど、京都議定書の運用と第二期約束期間に関する多くの採択がなされた。最終的には、アメリカを含む全ての国が気候変動枠組み条約に基づく温暖化防止について話し合う会議の場を設けることなどを決めた、「モントリオール行動計画」を採択して閉幕した。

## 3. 問題点

### （1）国際的合意の難しさ

このようにして、京都議定書に基づいた温暖化問題への取り組みが始められたのであるが、現在アメリカや

オーストラリアは議定書を離脱している。また、開発途上国の反対により、削減目標が定められているのは先進国のみである。これらの問題には、次のような原因が考えられる。

a. 『国家主権』と『人類の共同財産概念』の対立

近代国際社会における国家間関係は「国家は独立であり、内政に干渉されない（主権国家）」という基本のもとに成り立っている。そのため、国際社会では地球環境は「人類の共同財産」と認識されてはいるが、自國に不利益が出るときに、国際関心事項である地球環境問題を環境・経済は国内問題であるとしたり、環境対策は経済が停滞する原因になるとして環境より経済を重視して、他国からの干渉を避けようとする国が出てくるのである。

b. 『共通だが差異のある責任』の難しさ

気候変動枠組条約では、各締約国は共通に気候変動防止のための責任を負うが、それぞれの経済状況や気候への影響の大きさにより、責任の大きさが変わるようにする『共通だが差異のある責任』を負う。しかし、「どれほどの差異までは適切か」「差異を設定する基準はどうするのか」ということについて各国の見解に隔たりがあり、具体的な条約上の義務や、行動規範を明確にすることが難しい。また、設定された義務を著しく不公平だと感じる国が出てきてしまう。

c. 実行力の強いルールを作りにくい

COP/MOP1において、マラケシュ合意による議定書の遵守ルールが採択され、不遵守に対しての措置が決定されたが、それは法的拘束力を持たない形であった。これは、法的拘束力を持たせるためには議定書自体の改正が必要であり、改正の議論に時間をかけることより、制度の決定、遵守委員会の立ち上げを優先した結果である<sup>⑯</sup>。しかしそれは同時に、定められた三つの措置がとられるだけで、不遵守国がそれに従わなくても他の締約国はそれ以上の制裁を課すことはできないということなので、現時点で議定書は強い強制力を持っているとは言えない。だが、法的拘束力を持たせ、強制力を強くしたからといって、万事解決というわけではない。罰則規定をあまりに厳しくすれば、条約や議定書に加盟したくないと思う国が増えていき、合意が難しくなるからである。

## （2）国内の環境政策をめぐる対立

環境政策をめぐる対立は、国際社会に限ったことではない。これは日本国内の例であるが、環境省は化石燃料と電気に「環境税（炭素税）」をかけることにより無駄遣いを減らし、さらにその収税を環境対策に向けようとしている<sup>⑰</sup>。それに対して経済産業省は、経済の停滞を警戒し、現在の物流やエネルギーの効率化だけで十分と反対している。この対立により、未だに環境税は導入が見送られている。

# 第3章 京都議定書の運用と新たな温暖化対策

## 1. 京都議定書<sup>⑯</sup>

### （1）日本の温暖化状況と対策

日本は2002年6月4日に議定書を批准している。世界第四位の温室効果ガス排出国で、1990年比マイナス6パーセントの削減目標が課せられているが、二酸化炭素などは2002年の時点では1990年比プラス12パーセ

ントとなっており<sup>⑭</sup>、このままでは議定書の削減目標を達成できない可能性が高い。

#### 対策

温暖化対策に関する法律では、1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」がある。これに政府が京都議定書の目標達成計画を定め、内閣に地球温暖化対策推進本部を設置すること、地方自治体、企業等が温室効果ガスの排出抑制の実行計画を作ることなどを定めている。

しかし、国全体で増加していることからも分かるように、地方自治体別に見てみても温室効果ガスが増加している。47都道府県と13政令指定都市において、温室効果ガスを削減できているのは僅か10自治体である<sup>⑮</sup>。新潟県は90年比±0パーセントの目標が課されているが1998年の時点で14.7パーセントの増加となっており<sup>⑯</sup>、非常に厳しい状況におかれていることが分かる。

もう一つは、1979年制定、最新の改正は2005年の「エネルギー使用の合理化に関する法律」である。特筆すべきは1998年の改正で、ある製品カテゴリー内でエネルギーの消費効率が最も優れているものを「トップランナー」に指名し、それを基準として他の製品も省エネを達成するようにする「トップランナーフィル」が導入された<sup>⑰</sup>。この制度を利用したものの中で身近なものとして、「低排出ガス車認定制度」が挙げられる。これは、国の定めた環境基準を大きく下回る量の排ガスしか出さない自動車に対して、自動車税・自動車取得税の割引を行うものである。この認定にはトップランナーフィルが採用されており、業界で最も燃費効率が高い車種を基準に環境基準が設定されている。トップランナーフィルは、自動車以外にも家電製品の省エネ性能の基準にも使われている<sup>⑱</sup>。

### (2) 日本以外の締約国の温暖化状況と対策

#### a. ロシア

2004年11月18日に議定書を批准している。ロシアが2004年11月4日に議定書を批准、同月18日に批准書を本国連に寄託したことにより、京都議定書の発効が確実となった。広大な森林を持つ上、景気も悪いので温室効果ガスの排出量は減少している<sup>⑲</sup>。しかし、ブーチン政権への批判をそらすためや、国際協力に背を向けるアメリカと逆の立場を示すことで国際社会での支持を得るために、議定書を利用しているという指摘もある。

#### 対策

ロシアが議定書の内容 자체を全く重視していないかというわけではなく、ロシア水理気象環境モニタリング庁のビクトル・G・ブリノフ氏は、京都議定書は気候変動枠組条約と不可分であり、「ロシアは京都議定書を遵守する」とコメントしている。その上で、発展途上国や中国などの削減目標がない国にも、温室効果ガスの削減を求めていく必要があるという姿勢を明らかにした<sup>⑳</sup>。温室効果ガスの削減目標の余剰がかなりあるので、排出量取引を利用し、利益を上げることができる可能性もある。

#### b. EU諸国

ここでは代表としてドイツとイギリスを扱うが、EU諸国は2002年5月31日、当時の全加盟国である15ヶ国全体で、EUとして議定書を批准している。EU諸国は環境問題に積極的に議定書関連の問題解決に中心的役割を果してきた。温室効果ガスの削減目標については、EU全体で8パーセントとなっている。議定書発効前からドイツはほぼ達成し、イギリスは完全に達成している<sup>㉑</sup>。CO<sub>2</sub>の排出量取引も始まっており、NGOや温暖化の被害を受ける島国などとの連携も活発である。

### 対策

ドイツやイギリスが大幅な温室効果ガスを削減できた理由としては、クリーンエネルギーの導入が早くから行われてきたこと、そして環境に配慮した生活の意識が日本などに比べて国民に浸透していることが挙げられる<sup>⑯</sup>。EU諸国が京都議定書に関する対策に積極的になれるのは、こうした状況から削減目標を達成することが比較的容易であることも関係しているといえる。簡単に目標を達成できない国でも、最も早く開始された排出量取引を活用するだろう。

### c. 中国

2002年8月30日に議定書を批准している。しかし、途上国扱いとなっており削減目標は定められていない。オゾン層問題をはじめとした環境問題への法整備もなされつつあるが、近年すさまじい経済発展を遂げていることにより政策が追いつかない<sup>⑰</sup>。大気汚染や酸性雨も酷く、2000年の時点で温室効果ガスの排出量は90年比39パーセント増となっている<sup>⑱</sup>。

### 対策

この事態を憂慮した中国は、クリーナープロダクション<sup>⑲</sup>の推進や、「小循環（企業レベルの取り組み）」「中循環（地域レベルの取り組み）」「大循環（社会レベルの取り組み）」「廃棄物の処置とリサイクル産業」の四つのレベルの取り組みを循環型社会の理念とし、次期経済計画の重要な要素とすることなどを目指しているが<sup>⑳</sup>、取り組みはまだ始まったばかりである。

### d. ツバル

この国は、太平洋にある小さな島国である。1998年11月16日に議定書を批准している。開発途上国なので削減目標はない。海拔が大変低く、海面がわずかに上昇しただけでも国土が水没し、あるいは水没する恐れがあるため、海面を上昇させる地球温暖化は国家の存亡にかかわる。このことから2002年、京都議定書から離反する立場を取ったアメリカ、オーストラリアを、同じ境遇の島国（キリバス・モルジブなど）とともに国際司法裁判所に訴えようとして、注目を集めた<sup>㉑</sup>。

## （3）非締約国の温暖化状況と対策

### a. アメリカ

COPや議定書の内容でも一定の役割を果たしてきたが、第1期目のG・W・ブッシュ政権の発足後、議定書で定められた項目（発展途上国への規制がない点など）が不平等であること、米国内での景気低迷につながることなどを理由に京都議定書を離脱した。現在の第2期目ブッシュ政権においても、その姿勢は全く変わっていない。新技術開発など「独自路線」で2012年までに温室効果ガスの排出量を18パーセント削減するとしている<sup>㉒</sup>。

### 対策

アメリカが特に注力しているのが、水素エネルギーである<sup>㉓</sup>。水素技術の完成まで国際的な協力をしなくて良いということには決してならないが、この技術が広まれば、温室効果ガスの排出を劇的に減らすことができる。また、注意すべき点は、連邦政府は消極的でも、いくつかの州は温暖化対策の政策に積極的であるということである。とくにカリフォルニア州では、「自動車からの温室効果ガス排出規制法」など独自の

温室効果ガス排出規制を行おうとしている。だが、自動車業界から強い反発を受けており行き先は不透明である<sup>44</sup>。

#### 北極のイヌイットの申し立て

北極圏周辺に住むイヌイットの人々は、狩猟民族であるが、近年狩猟中に転落事故が起ることが多くなっている。氷が薄くなったり、氷河の中の川の水量が増えたりしているためである。これらの現象は、温暖化の影響によるものであると考えられている。そのため、イヌイット民族の代表機関の「イヌイット周極会議」は、被害は最大の温室効果ガス排出国であるアメリカの責任で、人権侵害だとする訴えを米州人権委員会に起こすことを予定している<sup>45</sup>。

#### b. オーストラリア

アメリカと同時期に、議定書を離脱した。同国のイアン・キャンベル環境・自然文化遺産大臣は、「京都議定書の発効は画期的なことだが、オーストラリアは議定書を批准していないことに罪悪感を抱く必要はなく、環境保護における自国の功績を誇りに思って良い。」「(前略) 京都議定書は環境問題に対する特効策ではない。またそのようなものは存在しない。(中略) オーストラリアは今後も様々な話し合いの場において、大気中の二酸化炭素濃度を安定させるために科学者が必要と認めた大幅な排出量削減を達成できるような京都議定書後の枠組みに全ての主要排出国を関与させていくよう、働きかけていく。」との声明を、2005年京都議定書発効にあわせて発表している<sup>46</sup>。

#### 対策

オーストラリアも、独自路線の温暖化対策を前面に打ち出している。クリーンエネルギーを一定量使用する法律を制定、温室効果ガス・チャレンジ・プラス・プログラムによる削減、燃費や消費エネルギー量の表示の義務付け、などである<sup>47</sup>。

努力は十分に行っているが、京都議定書の目標は厳しすぎるという立場を貫いている。

### (4) 不遵守手続

単に規則、罰則を厳しくするだけでは問題があることはすでに述べたが、多くの国の参加を促しつつ、eruleの遵守を目指す、という矛盾がちな目標に向けての重要な行動として、「不遵守手続」に対する対応が挙げられる。不遵守に対する措置のみでなく、そこ至るまでの手続きや事実認定なども、遵守に向けた取り組みの重要な部分であるので、詳しく見ていく必要がある。

#### a. 過去の事例から見た不遵守手続

遠井朗子氏は「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」<sup>48</sup>においての不遵守手続きから、多国間環境保護条約における履行確保を解説している。まず、不遵守手続きとは、事務局と履行委員会の活動に基づき、締約国により集団的に実施される履行確保であり、基本的には相互監視であるが、不遵守に対する具体的な措置が明示されている。不遵守手続きは二つの場面で働く機能を持っており、一つは報告制度の監視、もう一つは不遵守に関する申し立て手続きである<sup>49</sup>。

前者は、履行委員会の通常の活動である。各締約国は議定書の履行に関する国内状況を報告するために、資料を提出する義務を負っており、その資料を監査するのである。これにより継続的な監視を行い、遵守の阻害

要因を発見し、対応した協議や援助を行うことによって、潜在的な違反国を遵守へ誘導するのである<sup>(4)</sup>。後者は、不遵守の実態があるロシア自身が申し立てを行った申し立ての例が挙げられている。ロシアは条約と議定書の諸原則を遵守すると明言したが、ソ連崩壊によって起こった経済的混乱により、改正により厳しくなった議定書を遵守できなくなったとして、義務の猶予期間を設けること、規制物質の輸出禁止を回避すること、そして財政的、技術的な支援を要求した。これに対し履行委員会は、ロシアの不遵守を認定した上で、条件付でありながらも、輸出規制の一部緩和、支援の継続を決定したのである。このように、ロシアは実体規定の不遵守は認定されたが、それに対する対応は個別的事情を勘案して決定された<sup>(5)</sup>。

つまりこのことは、不遵守手続きとは単に規範から逸脱した国にすぐさま罰則を与える、というよりは、制度的管理の下に置き、遵守へと誘導するという性格が強い、ということを意味するのである。

#### b. 京都議定書の場合

では、京都議定書における、マラケシュ合意の中の不遵守手続きをモントリオール議定書のものと比べてみよう。京都議定書の場合不遵守に対する措置に、超過排出量の1.3倍の量（トン数）が、次の約束期間の排出枠の割当量から差引かれるという点<sup>(6)</sup>が明記されている分、全く同じ性格のものであるとはいえない。しかし、そのような厳しい内容があるとはいっても、モントリオール議定書における不遵守手続きのように（勿論異なる条約なので細部が異なるが）、京都議定書における不遵守手続きの中にも、報告制度の監視、不遵守に関する申し立て手続きが存在し、遵守に向けて支援を受けやすくすることや、実体規定の不遵守が認められた締約国を改善に向かわせる対応に関する規定がなされている。こういった点から言えば、この不遵守手続きも遵守を促進させる効果を持っているといえるだろう。

## 2. クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ

2005年にはCOP/MOPとは別の流れで、地球温暖化問題に対するもうひとつの協力体制が作られた。京都議定書から離脱した米国が主催した、「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」（以下、APP）である。開発と貧困撲滅が国際的に緊急かつ最優先の目的であると認識し、クリーン開発及び機構の目的を進展させる、というビジョンを共有し<sup>(7)</sup>、米国以外にはオーストラリア、インド、韓国、中国そして日本が参加している。2006年には第一回の閣僚会合が行われ、八つの協力分野や、協力の道筋を示した行動計画などの文書が採択された（基本的な行動計画が策定されただけで、まだ具体的な成果は挙げていない）。公式には、京都議定書に取って代わるものではなく補完するものである、という立場を表明しているが、米国が自国中心に、京都議定書から離れた新たな流れを作る意図があるのでないか、との懸念も示されている<sup>(8)</sup>。

### （1）特徴

APPでは目的として、費用効果があり、よりクリーンで、より効率のよい技術及びプラクティスの開発・普及・転移を容易にすることにより、国内汚染削減、エネルギー安全保障及び気候変動の目的達成を促進することを挙げている。また、それらの問題に取り組む各国の開発やエネルギー戦略の発展・実施における経験を共有するためのフォーラムを作ることも決めている<sup>(9)</sup>。さらに、産業と深く関わるテーマを扱うことから、APPが協力活動を行う上で不可欠な要素として、民間部門の参画を図ることも重視しており、第一回閣僚会合では幅広い産業分野のCEOクラスの人物が、参加各国から多数参加した<sup>(10)</sup>。

注意すべき点は、APPはその憲章「目的」の項目の中で、法的拘束力を持たない「自主的な国際協力のための枠組み」であることが明記されているということである。条約や議定書と異なり、あくまで自主的な協力促進グループであり、資金の調達も参加各国の判断によるものである<sup>(11)</sup>。

## (2) 構造

APPは、それを構成する組織として、政策実施委員会と、支援管理グループを持つ。前者はパートナーシップの枠組みの全体、政策、手順を管理する。協力の状況を定期的に検討して、管理支援グループへ指示を出す機能ももつ、中心的組織である。後者は、パートナーシップが活動や/交流をする際の主な調整役として機能するものである<sup>⑩</sup>。

第一回閣僚会合で合意された行動計画では、官民による八つの「部門別タスクフォース（計画に取り組むために設置された特別チーム）」が作られ、各タスクフォース（以下、TF）はそれぞれ、詳細な行動計画を策定することになっている<sup>⑪</sup>。

- a よりクリーンな化石エネルギーTF 議長：オーストラリア
- b. 再生可能エネルギー及び分散型電源TF 議長：韓国
- c. 送電及び発電TF 議長：アメリカ
- d. 鉄鋼TF 議長：日本
- e. アルミニウムTF 議長：オーストラリア
- f. セメントTF 議長：日本
- g. 石炭鉱業TF 議長：アメリカ
- h. 建物及び電気機器TF 議長：韓国

議長国の割り振り方からすると、先進国側からの技術移転を中心に添えているようである。

## 第四章 検討

### (1) 国際的合意の難しさ

確かに、「国家は独立である」という考え方は現在の国家間関係の基本である。しかし、自国の利益のみを優先した結果、越境汚染により間接的に他国の国土や人命を失わせたとしたならば、それもまた主権の侵害である。また、それは人類の共同財産である環境を破壊したことになるので、人類全体の問題でもある。そのことを国際的合意事項にするためには、以下ののような行動を続けていくしかないであろう。

#### a. 『国家主権』と『人類の共同財産概念』の対立

これについては、人類の共同財産概念や、温暖化による潜在的な危機を説くだけではなく、国際的な動きをあらかじめ強化しておき、枠組に参加せざるを得ない状況を作り出すことも重要である。この観点から、COP/MOP1において京都議定書のシステムが動き出すことが決定したというのは、好ましいことであるといえる。

また、アメリカのように自国の環境政策の成果を主張して、あたかも環境問題を自国の主権に帰属させ国内問題とみなしているような姿勢を示す国家には、COP/MOP1のときのように締約国会議にはオブザーバーとして参加させ、孤立させないようにする努力がこれからも必要である。

#### b. 共通だが差異のある責任をめぐる問題

アメリカなどが募らせている不公平感を取り除くには、発展途上国にも将来的には排出規制を課す必要性が

考えられる。環境保護のための技術に乏しく、特に経済を優先しがちな状況に置かれている発展途上国に対しては、先進国が技術や設備を供与することにより、環境に配慮できるようにするとともに、貧困層の生活水準を改善するような、「下からの発展」を手助けしてゆくことが重要だろう。そのうえで、段階的に規制を課していくべきである。

また、一つの案として、国際通貨基金などで予算の負担に応じて議会の票数が割り当てられるように、定められた量の温室効果ガスの削減に成功した場合、その相対的な厳しさに応じて、次の温暖化・環境の会議でより大きな決定権を得ることができるようにしてはどうか。努力に応じた見返りがあれば不満感は減るはずだし、自国に有利な環境政策をとりたいならば、目標達成に向け努力せざるを得ない状況を作り出せる。

#### c. 実行力の強いルールを作りにくい

第二章でも述べたように、この問題については、単に強制力を持たせるような条文を盛り込めばいい、というわけではない。不遵守の対応規定に法的拘束力を持たせるかどうかという点については、とりあえず持たせずに運用を開始するということになった。法的責任を負うことが大きな意味を持つことは確かであるが、実際の運用上の問題や、不遵守手続きの有用性にも考慮して、なるべく多くの国が参加・納得できるようなバランスを、これからも模索していくことになるだろう。

### (2) 国内の環境政策をめぐる対立

環境税のような制度を導入しようとすれば、省庁間や産業界の間での調整だけでなく、国民の環境意識の高まり、政策への理解が必要である。地球環境のために、国が国民を啓発していかなくてはならないのはもちろんだが、私達自身の心構えの問題も考えなくてはならない。

京都議定書の締約国に温室効果ガスの削減目標が課せられたということは、締約国の国民は、温室効果ガスを削減するために努力をするとの同義である。さらにその条約は、私たちが選挙で選んだ議員が、国会で承認・批准して決定されたことであるので、その実行のためにどうすればいいか考えていく責任がある。そもそも環境の問題は、我々一般市民の日常生活の問題がそのまま地球規模の問題につながることが多い。特にわが国では、産業界よりもオフィスや家庭の消費エネルギー、自家用車の排気ガスなどが増えている<sup>④</sup>。一人ひとりがそれを自覚し、日ごろから省エネを心がけ、先述の低排出ガス車認定制度をはじめとした環境に配慮した消費をすること、またそうした環境に配慮した市民の連帯をすることなどが非常に重要である。

### (3) 京都議定書発効以後の展望

京都議定書は今のところ、2012年までの第一約束期間について決まっているだけで、その期間が終了した後の2013年からの先進国の温暖化防止策の枠組みについては、COP/MOP 1において2006年から協議すると合意し、2006年11月のCOP12及びCOP/MOP 2で話し合われたが、2008年のCOP/MOP 4で話し合うとする作業計画が合意されただけである<sup>⑤</sup>。つまり、それ以後の第二約束期間の合意ができるのかどうか、いまだに不透明な状態であるのだ。特に、京都議定書の不遵守国に対してとられる措置は、第二約束期間が策定されることを前提にしており、策定できなかった場合には、苦労して作り上げた遵守ルールの一部が、意味を成さないものになってしまうのだ。その意味で、第二約束期間へ向けての取り組みは大きな意味を持っている。ともかく、この第二約束期間を決めるにしろ、新しい枠組みを作るにしろ、現在の京都議定書で得た経験を足がかりにして、それ以後の温暖化対策に関する国際的協力の指針を立てることが必要なのである。その際には、現在議定書に参加していない、あるいは参加しているが削減目標のない国を、協力の中に取り込むことである。それには、本章(1)の中で述べたような工夫をすることも必要になるだろう。

新しい枠組みについては、そのイニシアチブ争いも激しさを増している。A P Pなどはその最たる例であるが、（議定書を補完するものだ、とは言っているが）京都議定書の議長国であった日本が参加していることから、日本も議定書から離脱するのではないかという疑念も生まれている。日本は、京都議定書を遵守しつつ、このような場でアメリカの協力も得るという、大変重要な使命を帯びているといえる。

### むすびにかえて

地球温暖化問題は京都議定書が発効して一安心ではなく、まだ最初の一歩を踏み出したに過ぎない。各国はやっと本格運用が可能となった議定書を運用しつつ、さらに改善していくなければならない。そして、京都議定書第一約束期間が効力を失う2012年以後、国際的協力を継続できるかどうかに、地球の未来が懸かっている。先述のオーストラリアの環境・自然文化遺産大臣の発言はある意味では非常に意を射た表現であり、たしかに環境問題に関する特効策は存在しないと言つていいだろう。しかし、だからといって議定書が無意味なわけではなく、議定書を補完するようにして、いくつもの国際的取組みを相互に組み合わせていくことが必要である。

また、地球環境に関する問題は、地球温暖化だけに限らないことも注意したい。温暖化は重要な問題であるが、地球環境問題というより大きな視点から考えた場合、その中には温暖化以上に重要な問題が出てくる可能性もある。しかし、現在の数多くの環境問題の中で、最も利権が絡み、難しい地球温暖化問題に関する協力を維持できれば、他の環境問題を解決する際のひな型にもなるだろう。

そして、本章（2）でも述べたように、我々一人ひとりの国民の行動や意識が環境に大きく影響することを決して忘れないことである。

### 註

- (1) 1997年1月13日、ロシア船籍のタンカー「ナホトカ号」が島根県隱岐諸島の沖で、崖により沈没し、大規模な重油流出を引き起こした事故。日本海側の多くの地域に被害を及ぼした。これについては、以下を参照。  
<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=2001> (Last visited on 2006/11/8)
- (2) 大久保泰「米国襲ったカトリーナとリタ 地球温暖化の娘なのか」『AERA』No. 55 (2005年) 77頁。
- (3) 気象庁HPによると、「寒気の北極からの放出と、北極への蓄積の強さの変化」のこと。放出された寒気が、気流や気圧の関係で大量に流れ込んだ地域に、大寒波が襲われる。これについては、以下を参照。  
<http://wwwdata.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/monitor/2005/topics2.html> (Last visited on 2006/11/8)
- (4) 温室効果ガスによる温暖化が北極振動の強化傾向の原因であるという報告の中に、海面水温との関係を指摘するものがある。ただし、何が主要原因かという結論はまだ出っていない。これについては、以下を参照。  
[http://wwwdata.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/climate\\_change/2005/1.7.2.html](http://wwwdata.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/climate_change/2005/1.7.2.html) (Last visited on 2006/11/8)
- (5) 「月平均気温や月平均降水量が過去30年以上の期間に観測されなかつたほど偏った天候」をWMO (World Meteorological Organization、世界気象機関) では異常気象としている。これについては、以下を参照。  
<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=118> (Last visited on 2006/11/8)
- (6) Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル) の略称。国連環境計画 (UNEP) 及び世界気象機関 (WMO) により1988年11月に設置。地球環境問題及びその対策を科学的面から分析する。これについては、以下を参照。  
<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=581> (Last visited on 2006/11/8)
- (7) 将来の気候変動に関する状況は複数考えられるため、複数のシナリオを仮定しているので、このように幅が出る。また、今まで排出してきた温室効果ガス等の影響も考慮されるため全ての場合において気温、海面とも上昇するという結果

- になっている。ただし、これらのシナリオにはこれから実施される京都議定書などの取り組みについては仮定されていないので、今後の京都議定書の削減目標の達成具合によっては異なる結果も考えられる。これらについては、以下を参照。
- [http://wwwdata.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/ippcc\\_tar/spm/spm.htm](http://wwwdata.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/ippcc_tar/spm/spm.htm) (Last visited on 2006/11/8)
- [http://wwwdata.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/ippcc\\_tar/spm/scenario.htm](http://wwwdata.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/ippcc_tar/spm/scenario.htm) (Last visited on 2006/11/8)
- (8) 「北極が激変 研究加速を」『朝日新聞』2006年1月11日付。
- (9) 水上千之、西井正弘、臼杵和史 編 『国際環境法』(有信堂高文社、2001年) 1頁。
- (10) 藤田久一 『国際法講義II 人権・平和』(東京大学出版社、1994年) 185~187頁。
- (11) 「人類の共同財産」の概念は、1967年にマレタの国連大使だったパルドー氏がはじめて提唱し、初めは深海底の資源などを指していた。これについては、以下を参照。
- <http://www.city.yokohama.jp/he/news/arc/mpr/1996/96100801.html> (Last visited on 2006/11/8)
- 皆川洋、内田久司 『講義 国際法』(青林書院新社、1982年) 206~207頁。
- (12) 田畠茂次郎、大寿堂鼎 編『ケースブック国際法』(有信堂高文社、1987年) 177~180頁。
- (13) 一定の成果はあったが、南北問題の解決という目標には至らなかったということ。この後も、第二次、第三次、第四次と、開発の十年の取り組みは続けられている。これについては、以下を参照。
- <http://wwwmeti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/S51/00-01-00.html> (Last visited on 2006/11/8)
- [http://wwwmeti.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpxal197101/hpxal197101\\_2\\_039.html](http://wwwmeti.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpxal197101/hpxal197101_2_039.html) (Last visited on 2006/11/8)
- (14) United Nations Environment Programme の略称。  
国際社会での環境問題に対する諸活動の調整を行う機関。事務局本部はケニアのナイロビにある。これについては、以下を参照。
- <http://www.eic.or.jp/ecoterm/index.php?act=view&serial=893> (Last visited on 2006/11/8)
- (15) 1980年にUNEPなどが取りまとめた「世界保全戦略」に初出。これについては、以下を参照。
- <http://www.eic.or.jp/ecoterm/index.php?act=view&serial=1124> (Last visited on 2006/11/8)
- (16) 各締約国は皆、気候変動防止のための責任を負うが、それぞれの経済状況や気候への影響の大きさにより、責任の大きさが変わるようにして、釣り合いの取れた状態を保ちながら取り組みを行う、ということ。これについては、以下を参照。
- <http://www.eic.or.jp/ecoterm/index.php?act=view&serial=628> (Last visited on 2006/11/8)
- (17) COPとは、Conference of the Parties to the UNFCCC（気候変動枠組条約締約国会議）の略称で、その第3回目ということ。第3回締約国会議は、開催地の名をとつて別名「京都会議」ともいう。COP11なら、第11回気候変動枠組条約締約国会議。
- EICネットによると、「COPは、各条約の締約国会議（Conference of the Parties）を意味する略称として用いられるが、1997年のいわゆる京都会議（COP3）以降、気候変動枠組条約締約国会議のことを一般的には指すことが多くなった。」ということであり、Conference of the Parties to the CBD（生物多様性条約締約国会議）など、他の条約でも使われるものである。これについては、以下を参照。
- <http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=589> (Last visited on 2006/11/8)
- (18) 正式名称は、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。
- (19) 南 博方、大久保 規子 『要説 環境法』(有斐閣、2003年) 259頁。
- (20) COPに対して報告義務を負う、先進国と市場経済移行国のこと。
- (21) HFCは、ハイドロフルオロカーボンの略称で、冷蔵庫の冷媒などに使われる。PFCは、パーフルオロカーボンの略称で、半導体の洗浄に使われる。これらは、オゾン層を破壊する「フロンガス」の代わりに開発されたもので、オゾン層を破壊しない「代替フロン」と呼ばれるものである。オゾン層は破壊しないのだが、強力な温室効果ガスとしての性質を持つ（二酸化炭素に比べて温室効果が100倍～1万倍）。SF6は、六フッ化硫黄の略称。変圧器などに封入される電気绝缘ガスとして使われるものだが、こちらも高い温室効果を持つ。これらについては、以下を参照。
- <http://www.eic.or.jp/library/ecolife/energydir/energy31.html> (Last visited on 2006/11/8)
- <http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=2730> (Last visited on 2006/11/8)
- (22) 正式名称は、「排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に係る一回目の期間」。京都議定書で定められた、最初

の目標期間で、2008年から2012年の五年間をいう。

(23) 同一期間（11月28日～12月9日）において開催。これについては、以下を参照。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop11\\_2\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop11_2_gh.html) (Last visited on 2006/11/10)

(24) JOCCAによると、「多くの国が、まずは法的拘束力を持たせずに遵守制度を先にCOP/MOPで決定して、運用を確実にしてから、議定書改正については後で話合ってはどうかの意見を表明しています。」とのこと。サウジアラビアが法的拘束力を持たせるべきだと主張していたが、最終的に法的拘束力は持たない形で決定された。これについては、以下を参照。

<http://www.jcca.org/content/view/462/600/> (Last visited on 2006/11/9)

(25) 「二酸化炭素の排出量に応じ、工場や企業、家庭などから幅広く負担を求める」としており、一部を温暖化対策に充てるとされる経済産業省の「石油石炭税」とは性格を異にするものである。これについては、以下を参照。

<http://wwwenv.go.jp/policy/tax/051025/> (Last visited on 2007/2/27)

<http://www.eic.or.jp/ecotermin?act=view&ecoword=%C3%BA%C1%C7%C0%C7> (Last visited on 2007/2/27)

(26) 各締約国の批准年月日については、以下を参照。

[http://unfccc.int/files/essential\\_background/kyoto\\_protocol/application/pdf/kpstats.pdf](http://unfccc.int/files/essential_background/kyoto_protocol/application/pdf/kpstats.pdf) (Last visited on 2006/11/10)

(27) 「こうして6%を削減する」NATIONAL GEOGRAPHIC 日本語版9月号（2004年）

(28) 「温室効果ガス 削減10自治体のみ」『朝日新聞』2005年2月13日付。

(29) 同上。

(30) <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/2004/html/16013531.html> (Last visited on 2006/11/30)

(31) <http://www.ecjq.or.jp/toprunner/whats/index.html> (Last visited on 2006/11/30)

(32) 「日本は世界4位の排出国」NATIONAL GEOGRAPHIC 日本語版9月号（2004年）121頁。

(33) 「キーパーソンインタビュー ピクトル・G・ブリノフ氏に聞く「ロシアは京都議定書を遵守する」」『ERINA REPORT』vol. 63（2005年）36～37頁。

(34) 「日本は世界4位の排出国」NATIONAL GEOGRAPHIC 日本語版9月号（2004年）121頁。

(35) <http://www.eic.or.jp/library/pickup/050421.html> (Last visited on 2006/12/11)

「温暖化防止へ一歩」『朝日新聞』2005年1月1日付。

(36) <http://www.eic.or.jp/library/pickup/050609.html> (Last visited on 2006/11/8)

同上

(37) 「日本は世界4位の排出国」NATIONAL GEOGRAPHIC 日本語版9月号（2004年）121頁。

(38) アジェンダ21で提唱された概念。汚染の排出口だけでなく、原料の採取、生産、リサイクルなど全ての過程において環境への負荷を軽減することを目指す。これについては、以下を参照。

<http://www.eic.or.jp/library/pickup/050609.html> (Last visited on 2006/11/8)

(39) 同上。

(40) 2006年12月11日現在、実際に掲示所はなされていない。アメリカなどの国家責任を立証するのが困難であったとも、当時の首相のパフォーマンス的な行動であったともいわれている。どちらにせよ、地球温暖化に関する国際的な関心や支援を得るために、PRとしての性格があつたと思われる。これについては、以下を参照。

<http://www.dirco.jp/publicity/column/050825.html> (Last visited on 2006/12/9)

<http://tuvalu.site.ne.jp/topics/20020304/topics.html> (Last visited on 2006/12/11)

(41) 「温暖化防止へ一歩」『朝日新聞』2005年1月1日付。

(42) 同上。

(43) <http://www.wwf.or.jp/news/press/2005/p05032501.htm> (Last visited on 2006/12/11)

同上

(44) 「温暖化は米の人権侵害」『朝日新聞』2005年2月13日付。

(45) <http://www.australia.or.jp/seifu/pressreleases?pid=TK11/2005> (Last visited on 2006/11/10)

(46) 同上。

(47) オゾン層の破壊による人類や環境への悪影響を阻止するための国際的協約である「オゾン層の保護のためのウィーン条約」（1985年）に基づいて、オゾン層破壊物質の特定、生産消費の規制などを定めている議定書。1987年採択。これについては、以下を参照。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/fjyoyaku/ozone.html> (Last visited on 2006/11/8)

(48) 遠井朗子「多国間環境条約における履行確保—モントリオール議定書不遵守手続の検討を手がかりとして—」阪大法学48巻3号（1998年）107～108頁。

(49) 前掲書、108～109頁、114～115頁。

(50) 前掲書、110～112頁、115～118頁。

- (51) [http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/cop7\\_24.pdf](http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/cop7_24.pdf)、12頁。(Last visited on 2006/11/8)
- (52) <http://www.meti.go.jp/press/20060112003/app-set.pdf>、10頁。(Last visited on 2006/11/10)
- (53) <http://www.wf.or.jp/activity/climate/news/2006/20060113.htm> (Last visited on 2006/12/11)
- (54) 同上。
- (55) <http://www.meti.go.jp/press/20060112003/app-set.pdf>、6~7頁。(Last visited on 2006/11/10)
- (56) <http://www.meti.go.jp/press/20060112003/app-set.pdf>、11頁。(Last visited on 2006/11/10)
- (57) 同上。
- (58) <http://www.meti.go.jp/press/20060112003/app-set.pdf>、12~19頁。(Last visited on 2006/11/10)
- (59) <http://www.eic.or.jp/library/pickup/pu020815.html> (Last visited on 2007/2/27)  
<http://www.eic.or.jp/news?act=view&serial=10147&oversea=0> (Last visited on 2007/2/27)
- (60) COP12 及び COP/MOP 2 ではこれ以外に、適応基金の運用に関する合意をはじめとする発展途上国支援の姿勢も打ち出されたが、具体的な方策は定められなかつた。しかし、将来より多くの国が排出規制に参加することを目指すうえで重要な進展である。  
<http://www.eic.or.jp/news?act=view&serial=14634&oversea=0> (Last visited on 2006/12/11)  
<http://www.eic.or.jp/news?act=view&serial=14678&oversea=1> (Last visited on 2006/12/11)  
<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=%C5%AC%B1%FE%B4%F0%B6%E2> (Last visited on 2006/12/11)

## 参考文献

- 赤尾健一 『地球環境と環境経済学』 成文堂、1997年。
- 徑塚作太郎 『現代国際法要論（補訂版）』 中央大学出版部、1999年。
- 国際連合広報局 『国際連合の基礎知識』 世界の動き社、2002年。
- 生野正剛、早瀬隆司、姫野利順一 編著 『地球環境問題と環境政策』 ミネガワ書房、2003年。
- 田畠茂次郎、大寿堂鼎 編 『ケースブック国際法』 有信堂高文社、1987年。
- 遠井朗子 「多国間環境条約における履行確保 一モントリオール議定書不遵守手続の検討を手がかりとしてー」 『阪大法学』 48巻3号 103~131頁、1998年。
- 中西準子 『環境リスク論』 岩波書店、1995年。
- 西井正弘 『地球環境条約 生成・展開と国内実施』 有斐閣、2005年。
- 藤田久一 『国際法講義II 人権・平和』 東京大学出版会、1994年。
- 水上千之、西井正弘、臼杵和史 編 『国際環境法』 有信堂高文社、2001年。
- 皆川光、内田久司 『講義 国際法』 青林書院新社、1982年。
- 南博方、大久保規子 『要説 環境法』 有斐閣、2003年。
- 『AERA』 No. 55 朝日新聞社、2005年。
- 『ERINA REPORT』 Vol. 63 環日本海経済研究所、2005年。
- 『NATIONAL GEOGRAPHIC 日本語版』 9月号 日経ショウガジングラフィック社、2004年。
- 朝日新聞2002年9月7日付 「環境・開発を巡る国際条約・会議など(72~02年)」「環境開発サミット」
- 朝日新聞2005年1月1日付 「温暖化防止へ一歩」
- 朝日新聞2005年2月13日付 「温室効果ガス 削減10自治体のみ」「温暖化は米の人権侵害」
- 朝日新聞2005年11月28日付 「「京都」後の目標を作れ」
- 朝日新聞2005年12月7日付 「逆に温暖化進める? 南北協力の温室ガス削減制度」
- 朝日新聞2006年1月11日付 「北極が激変 研究加速を」

## 参考Webページ

asahi.com 環境税 規模、効果などに検証の余地

<http://www.asahi.com/money/kaisetsu/TKY200410220110.html> (Last visited on 2004/10/22)  
asahi.com 京都議定書と環境税  
<http://www.asahi.com/money/column/TKY200411100226.html> (Last visited on 2004/11/11)  
asahi.com 「京都後」協議を継続 温暖化防止会合  
<http://www.asahi.com/international/update/1210/007.html> (Last visited on 2005/12/11)  
asahi.com 景気頼みの増税路線 税制改正大綱決定  
<http://www.asahi.com/money/topics/TKY200412160095.html> (Last visited on 2004/12/16)  
EIC ネット (国内ニュース、海外ニュース、環境用語集、ライプラリ)  
<http://www.eic.or.jp/> (Last visited on 2006/11/8)  
GRSPRI COP7 「マラケシュ合意」の決定文書暫定和訳  
<http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/COP7020121.html> (Last visited on 2006/11/8)  
GRSPRI COP7 「マラケシュ合意」の決定文書暫定和訳 決定文書24/CP.7 遵守に関する手順とメカニズム  
[http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/cop7\\_24.pdf](http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/cop7_24.pdf) (Last visited on 2006/11/8)  
JCCA No8. 遵守制度とサウジアラビアの議定書改正案  
<http://www.jcca.org/content/view/462/600/> (Last visited on 2006/11/9)  
JCCA 条約年表  
<http://www.jcca.org/content/view/790/558/> (Last visited on 2006/11/30)  
mainichi-msn.co.jp 京都議定書対話の場、設置を決定 締約国会議閉幕  
<http://www.mainichi-msn.co.jp/science/env/news/20051211k0000m040065000c.html>  
(Last visited on 2005/12/10)  
mainichi-msn.co.jp 地球温暖化：米国主導でCO<sub>2</sub>削減 「クリーン開発」6カ国共同声明案  
<http://www.mainichi-msn.co.jp/science/env/news/20060111ddm001040063000c.html>  
(Last visited on 2006/1/11)  
nikkeibp.jp 京都議定書の2005年2月発効が決定  
<http://nikkeibp.jp/wcs/leaf/CID/onair/biztech/eco346160> (Last visited on 2004/11/27)  
nikkeibp.jp 京都議定書発効、中国に突きつけられた環境課題  
<http://nikkeibp.jp/wcs/leaf/CID/onair/jp/eco364588> (Last visited on 2005/3/18)  
Tuvalu Online  
<http://www.tuvaluislands.com/news/archives/2004/2004-08-25.htm> (Last visited on 2004/8/25)  
NPO Tuvalu Overview ツバメ、京都議定書を批准しないオーストラリア等を訴える !!  
<http://tuvalu.site.ne.jp/topics/20020304/topics.html> (Last visited on 2006/12/11)  
United Nations Framework Convention on Climate Change (気候変動枠組条約)  
<http://unfccc.int> (Last visited on 2006/11/10)  
UNFCCC Kyoto Protocol : Status of ratification (京都議定書の批准状況)  
[http://unfccc.int/files/essential\\_background/kyoto\\_protocol/application/pdf/kpstats.pdf](http://unfccc.int/files/essential_background/kyoto_protocol/application/pdf/kpstats.pdf) (Last visited on 2006/11/10)  
WWF ジャパン <環境NGO 共同声明> トヨタ等の日系自動車メーカーは、アメリカの温暖化対策の潮流を妨げるのはやめ、本当の「勝ち組み」路線を進むべき  
<http://www.wwf.or.jp/news/press/2005/p05032501.htm> (Last visited on 2006/12/11)  
WWF ジャパン 気温は4度も上がる！？ アジア太平洋地域の温暖化防止  
<http://www.wwf.or.jp/activity/climate/news/2006/20060113.htm>  
外務省 ウィーン条約／モントリオール議定書

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/ozone.html> (Last visited on 2006/11/8)  
外務省 気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）京都議定書第一回締約国会合（COP/MOP1）概要と評価  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop11\\_2\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop11_2_gh.html) (Last visited on 2006/11/10)  
外務省 気候変動枠組条約第12回締約国会議（COP12）及び京都議定書第2回締約国会合（COP/MOP2）閣僚準備会合（概要と評価）  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop12\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop12_gh.html) (Last visited on 2006/11/10)  
環境省 環境税の具体案  
<http://www.env.go.jp/policy/tax/051025/> (Last visited on 2007/2/27)  
気象庁 IPCC 第三次評価報告書～第一作業部会報告書 気候変動2001 科学的根拠  
政策決定者向けの要約（気象庁訳）  
[http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/ipcc\\_tar/spm/spm.htm](http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/ipcc_tar/spm/spm.htm)  
[http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/ipcc\\_tar/spm/scenario.htm](http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/ipcc_tar/spm/scenario.htm)  
気象庁 異常気象レポート2005 本文 1.7.2 北極振動（AO）と北大西洋振動（NAO）  
[http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/climate\\_change/2005/1.7.2.html](http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/climate_change/2005/1.7.2.html)  
気象庁 気候変動監視レポート2005 ～ トピックス2 平成18年豪雪  
<http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/monitor/2005/topics2.html>  
経済産業省 クリーン開発と機構に関するアジア太平洋パートナーシップ 第1回閣僚会合 結果について  
<http://www.meti.go.jp/press/20060112003/app-set.pdf> (Last visited on 2006/11/10)  
経済産業省 通商白書昭和51年版 幕1節 南北問題の新たな展開  
<http://www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/S51/00-01-00.html> (Last visited on 2006/11/8)  
在日オーストラリア大使館 温室効果ガス排出対策で先端を行くオーストラリア  
<http://www.australia.or.jp/seifu/pressreleases/?pid=TK11/2005> (Last visited on 2006/11/10)  
財団法人省エネルギーセンター トップランナーモードとは?  
<http://www.eccj.or.jp/toprunner/whats/index.html> (Last visited on 2006/11/30)  
資源エネルギー庁 エネルギー白書 2004年版 第一部 第一章 第五節 3. (1) 民生部門  
<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/2004/html/16013531.html> (Last visited on 2006/11/30)  
知恵蔵WEB アーカイブス 国際関係・貧困問題・国際協力  
<http://www3.asahi.com/opendoors/chiezo/backnum/2004/3.html> (Last visited on 2005/6/22)  
文部科学省 昭和46年版科学技術白書[第2部 第3章 1 (1)]  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpaal197101/hpaal197101\\_2\\_039.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaal197101/hpaal197101_2_039.html) (Last visited on 2006/11/8)  
大和総研コラム：国家消滅の危機に直面する島国ソノベレ  
<http://www.dir.co.jp/publicity/column/050825.html> (Last visited on 2006/12/9)  
横浜市 第13回よこはま21世紀フォーラム  
<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/arc/mpr/1996/96100801.html> (Last visited on 2006/11/8)

(卒業論文指導教員 藤本 晃嗣)